

講演会 (2007年12月14日・於青山キャンパス)

転換の時代—21世紀の日本が目指す社会 ——転換の時代に法律を学ぶ諸君へ——

松尾邦弘

藤川久昭(司会) 高名な松尾邦弘先生をお招きして講演会を開催いたします。はじめに、本日まで講演をいただく松尾先生のご経歴をご紹介します。

松尾先生は都立戸山高校、東京大学法学部をご卒業後、司法修習生、東京地検検事を経て、1999年には法務省の法務事務次官、2004年には検事総長をお務めになりました。

検事時代は、ご存じの方も多いと思いますが、いわゆる連続企業爆破事件、連続赤軍事件など著名な公安事件を担当され、名を馳せられますとともに、特捜部にてロッキード事件を担当されておられます。贈賄側の伊藤丸紅元専務から田中角栄元首相の逮捕に直結する供述を引き出したことは非常に有名なお話でございます。

さらに法務省の検事局時代におきましては、審議中の通信傍受法案をめぐってTBSへの筑紫哲也の訂正要求に反論されたということもございます。検事総長時代は「ひるむことのない検察」を標榜され、検察の一時代を築かれた先生でございます。

現在は、弁護士としてご活躍されるとともに、旭硝子株式会社取締役、トヨタ自動車の社外監査役にご就任され、さらに今年の4月より駿河大学法科大学院の専任教授をお務めでございます。このように松尾先生は非常に輝かしいご実績を持たれて、法曹界に名を馳せた方でいらっしゃる。

つづきまして、法学会会長の中村芳昭教授よりごあいさつがあります。

転換の時代—21世紀の日本が目指す社会（松尾）

中村芳昭(法学会会長) 皆さん、こんにちは。法学会が主催をしまして、今日は前検事総長で、現在は弁護士をやられて、しかも年金記録問題検証委員会の座長を務められました松尾邦弘先生に来ていただいて講演をお願いいたしました。講演のタイトルは非常に大きなタイトルですが、皆さんが先生の話によってこれからの日本の法律あるいは法曹のあり方を考えていただければと思います。

法学会としては年2回ですが、大きい講演会を行っております。できるだけそういう機会を持つようにして、皆さんがそういう人たちの話を聞いて何らかの示唆を受けて、皆さんが法曹あるいは法律というものにさらに関心を持っていただくきっかけにしたいと考えております。したがって、皆さんが今日の話聞いて、そういうことになれば法学会としては非常にうれしいと思っております。

先生がいらっしゃるということで、私たちの話はこれぐらいにいたしまして、これから先生の話をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

松尾邦弘 ご紹介にあずかりました松尾でございます。1時間ちょっとお話をさせていただきます。その後、時間がありましたら皆さんのご質問もお受けしたいと思いますので、よろしく願います。

今日の表題はここに書いてありますように「時代の転換—21世紀の日本が目指す社会(法律を学ぶ諸君へ)」ということになっています。これからお話する内容ですが、まず時代がどう転換しているのかということ、私は刑事の専門家ですので、刑事事件を通じてどう時代が変わりつつあるのかということ、をまずお話を申し上げようと思っております。その後、時代の転換と言いますが、どう転換しているのかということもお話したい。それから、なぜ今なのかということ。それをまずお話ししようと思っております。これで20~30分ぐらいかかると思っています。

その後、司法制度改革がその中でどういう役割を果たすのかということも申し上げたいと思っております。最後に今、法律を学んでいる学生の皆さんへ

私からの要望をいくつか申し上げる。こんな内容でお話をさせていただこうと思います。

〈「時代の転換」とこれを象徴する事件〉

それではまず時代が転換している、転換の時代ということからお話しします。「時代の変化」と書いていない。つまり「転換」というのはもう少し強い意味を込めています。

時代が変化するというと、質的、量的に線グラフのように変わっていくという印象を持たれると思いますが、転換と申し上げているのは、舞台でいえば登場人物あるいは背景が入れ替わるのではなくて、回り舞台を考えていただけるといい。登場人物、背景が全く変わった社会に今転換しつつあるということをこの時代の転換あるいは転換の時代、転換という言葉の中に含ませています。

まずそう抽象的に言ってもなかなかわかりにくいので、では事件を通じて見るとどういうことになるのかということをお話しします。社会がどう動いているかはいろいろな報道がテレビや新聞で日々伝えられています。法律というのは社会の中で生きていくものですから、勉強は忙しいと思いますが、そういうものにしっかり目を通していただくことが前提になります。

ところで今日の新聞で三菱自動車の欠陥車問題を各紙報道しています。これは何かといいますと、三菱自動車のトラックのハブ(車軸と車輪を結びつける機具です)が破断して左前輪の120キロもあるタイヤが外れて転がり、歩道を歩いていたお母さんと子どもに当たった。お母さんが亡くなったという事件です。

これは欠陥車である。しかも、それを承知でリコール、補修等しないで車を製造し続けた責任を問うたわけです。そして有罪判決。その中で欠陥についての認識も今度の判決ではしっかり認めている。それから、国土交通省に対する報告も虚偽の報告をしているということを判決の中で厳しく

指摘しています。

そのほかに例えばパロマのガス湯沸器問題があります。これは新しい時代の非常に象徴的な事件です。パロマからガス湯沸器を出荷するときは欠陥がない。ところが、これを使っているうちに補修したり改造したりということがあって、それが起因でガス漏れを起こして、相当な人数の方がこれまでに亡くなっている。つまり出荷したときの製造側の責任という意味では欠陥がないわけです。しかし、その後の使用状況その他を見ると、そういうことが連続して起こった段階で出荷メーカーとして責任をとるべきだということになって、パロマ自体が数日前ですか起訴されたという記事になっていました。

これは製造物の責任についての格段と厳しい基準が設けられた、あるいは基準が適用されたということです。製品自体に欠陥はないけれども、その後の流通過程あるいはそれを使用する過程で補修、つまり業者が改造するときに十分でないとガス漏れが起きるわけです。そういったことが連続して起こっているのにもかかわらず適切な対応しなかった。こういう責任を問われているわけです。

これはおそらく10年前あるいは5年前であれば、このメーカーの責任というのは問われないで終わったかもしれません。三菱自動車もそうです。こういうかたちで欠陥車の問題をその製造会社のトップの社長あるいは役員レベルまで国土交通省に虚偽の報告をしたということで起訴されている。あるいは直接の部長クラスの人がリコールをしなかったということで、業務上過失致死ということで起訴される。これは5年、10年前であれば仮に事件になっても罰金で終わっている可能性があります。

いま二つ申し上げましたが、そのほかに松下電器の電池の問題、シンドラ社のエレベーターの問題もありました。

他の分野では食品関係の不当表示あるいは製造地等を偽る、そういった事案が連続して摘発されてきております。かつては雪印がありました。事実上の倒産に追い込まれています。最近の船場吉兆をはじめ、不二家など

食品関係の事件は連続して報道されています。

食品、これは直接的に国民の健康に影響しかねない分野の事業に対しては社会の厳しさは質的に転換しているということです。

そのほかにも最近、労働環境の関係でもいろいろ厳しい状況が出ています。一つは皆さんも勉強されていると思いますが、正規の職員、それから派遣、請負、いろいろなかたちの労働があります。その中で派遣と請負について、社会の注視あるいは問題意識が非常に強くなってきています。つまり正規労働と非正規労働といいますか、賃金ベースでいいますと請負労働者と正規の職員との年間ベースでいいますと50%ぐらいの賃金格差があります。それを格差の問題としてとらえる場合もあるし、労働環境としてとらえられる場合もある。そういう意味での問題意識が非常に強くなっていく。これも一つの時代の象徴です。

それから、大きな変化が目に見えるかたちで出て来ていたのが金融の関係です。ホリエモンの事件あるいは村上さんの事件ということで、つい最近起訴されて実刑になったということをご存じだろうと思います。実刑と言われたときにホリエモンも村上さんも本人が非常にびっくりした。これは例えば10年前であればこういう種類の犯罪についての刑事罰というのは懲役刑であれば何か月単位で測るぐらいの軽いもので、ほとんどが罰金の世界でした。法定刑そのものも非常に軽かったのです。それが金融ビッグバン以降様変わりしました。証券取引法が金融商品取引法に変わりました。その中で、うその報告を有価証券報告書に載せる、あるいは株価操作をする、という犯罪については20年前は6か月ぐらいの法定刑が2年になり3年になって、とうとう金融商品取引法では懲役10年になっています。

これは何かといいますと、今までは有価証券報告書に虚偽を記載することは形式犯のようなとらえ方で法定刑も軽かったのですが、それが懲役10年に引き上げられました。これは詐欺罪と同じです。粉飾決算をして、本当は赤字なのに10億円の黒字として、有価証券報告書に記載して公表することは、単なる形式犯として把えるのではなく、市場を通じて詐欺をする

転換の時代—21世紀の日本が目指す社会（松尾）

というのと同じだと評価すべきであり法定刑も同様に考えるべきであるとして懲役10年になっているわけです。ホリエモンの事件も村上さんの事件もおそらく弁護士さんも含めてまさか実刑になるとは思っていなかった。ところが両方とも実刑です。これは今申し上げたような金融市場をどう見るかというところで時代が大きく転換しているわけです。ですから、実刑にならないと考えた人たちは10年の時代認識の遅れがあると私は思います。

もう一つは、これも申し上げるとなるほどなと思われるかもしれない事例ですが、談合、カルテル事件を最近新聞でしきりに見るようになっていきます。かつて、石油ヤミカルテル事件が昭和40年前後ごろありました。談合事件はかつては10年に1度、5年に1度摘発される事件でした。ところが最近、ほぼ毎月のようにといますか、1年に何件も大がかりな談合事件が摘発されています。防衛施設庁の事件あるいは橋梁談合といわれている事件、最近でも知事さんが辞めることになりましたけれども、例えば福島のゼネコンの事件。それが和歌山に飛び火して、宮崎に飛び火して、いずれも県知事が辞めました。それから、名古屋の地下鉄談合というふうに、それまでは数年おきぐらいに、場合によると10年ぐらいつまみ摘発がない時代もありました。つまり摘発するにしても東京でということだったのですが、これが今申し上げたように東京に限らず全国でということになりました。

さらに顕著な特徴は大中小を問わず摘発されているということです。これは国が大中小を問わず摘発すると完全に姿勢を転換しているという表れです。

これを見ても談合の世界というものに対する国の姿勢が様変わりし、質的に転換をしたということがはっきり出ているわけです。これは単に日本だけではないです。このところ毎日のように新聞に出っていますが、ヨーロッパのEUでは、カルテルの摘発が日本よりもさらに進んだ段階にいつているということがこの1年ほどではっきりしております。

例えば今年の1月、送電設備についての大型のカルテルをEUが摘発しました。ここで日本の企業としては三菱電機、東芝、日立、ドイツのシーメンスなど、世界の名だたる重電メーカーが送電設備に関するカルテルを結んだとって摘発された。

2月にはエレベータの世界的なカルテルが告発されました。最近ではYKKファスナー、日本の吉田工業ですが、この会社をメインとするカルテルが摘発されています。それから、板ガラス、自動車ガラスのカルテルを含めて毎月のように大がかりなカルテルが摘発されています。これらの摘発には、いくつか特徴があります。

カルテルが摘発されますと課徴金が科されますが、この課徴金がこれまでと比べると2倍、3倍、場合によると10倍になっている。例えば先ほど言った送電設備ですと、企業全体に対する課徴金の規模が1200億円。エレベータは1600億円です。ファスナーでも500億円を超えています。吉田工業だけでおそらく300億円ぐらいの課徴金を取られるのではないか。板ガラスでみると、日本のメーカーで400億円です。つまり大きな会社でもこのくらい課徴金を取られると、その年の利益が飛んでしまう。中小の会社だったらつぶれてしまう。こういう厳しい談合カルテル対策がEUで打ち出されています。

談合でもう一つお話しておきます。リーニエンシーという言葉を知ることがありますか。これは日本語にすると課徴金減免制度です。何かと申しますと、「すみません、談合をやっておりました」と言って調査、摘発が入る前に駆け込んで申告すると課徴金100%免除です。そういう制度です。今、日本の独占禁止法はこのところ大がかりな改正が続いていますが、これが第一次改正の大きな柱です。

こういうことを言うと言葉はきついのですが、仲間を裏切ったら報奨を与えますよということです。つまり多額の課徴金が0になるということです。この法律が成立したのは去年の4月でした。私は当時はまだ検事総長だったのですが、この制度は日本では動かないだろうと思いました。そもそも

そういう制度自体は利益で釣るわけですから、そういう制度を設けることはどうかと思いました。例えば3人で事件を起こしたとしても、捜査官が取引をして、最初に自白したらあなたは起訴しないという処分は日本の刑事手続ではできない。皆さんご存じのとおりです。行政の分野でそれを持ち込む制度です。日本で初めてです。これはおそらく実際には動かないし、相当でもないと考え、私は個人的には賛成しなかったのです。仲間を裏切るという、仲間を売る行為という、これは日本人の感情に相いれないのではないかと。いくらなんでも動かないだろうと思っていたところ、案に相違して施行早々に三菱重工がこのリーニエンシーを使った。

リーニエンシーを使うのはどういうことかという、我々はこういう談合をやっておりましてというので、証拠品も含めて丸ごと公正取引委員会に申告する制度ですから、これは決定的な影響力があります。今までの談合というのは、例えば私も従事しましたが石油やミカルテル事件では、情報が入ってから、逮捕にこぎつけるまでに大体2か月かかっています。検事と事務官の組合わせを1組とすると30組の検事を動員して2か月です。ほとんど真夜中まで毎日毎日捜査をし、2か月後に何とか逮捕にこぎつけています。逮捕して、20日で証拠を固めて起訴するというのがこれまでの談合の捜査のやり方です。最近までこのようにやってきました。

ところがリーニエンシーを使うと最初から最良、有力な証拠があります。ですから、先ほど言った2か月必死に内偵をした後に得られる証拠よりもっとすばらしい証拠が最初から摘発当局にあるということです。つまりそういうような効果を持っています。

三菱重工という日本で冠たる会社がリーニエンシーを使ったというので、おそらく日本の経済界に衝撃が走ったと思います。その後、鉄鋼メーカーが新日鉄を含めてこのリーニエンシーを使うようになりました。それからゼネコンです。名古屋の地下鉄談合と先ほど言いました。これは実は間組がリーニエンシーを使ったのです。ゼネコンの一面がこういったかたちでリーニエンシーを使い、その後は1年半の間にリーニエンシーを使った談

合が100件超えました。そういう時代になったのです。私も認識不足を反省しております。時代が転換しているということです。

リーニエンシーというのは世界では普通に行われることですが、日本も去年導入したばかりにもかかわらず世界に伍して使うようになったということです。こういった事件を見てもう時代は変わったと云わざるを得ないと思います。時代が単に動いているという程度ではなくて、カルテルの世界に象徴的に見られる、あるいは金融の事件に象徴的に見られるようにステージが違う。事件の質的な内容、社会や司法の見方というのはもう完全に転換しているということがこういった事件でもおわかりいただけるかと思います。

〈なぜこのような「転換」が始まったのか〉

それではなぜこのような転換が始まったのかという疑問に行き着くわけです。『国のかたち』の大転換」がその答えです。

皆さん、構造改革というと何を想像されますか。これはさまざまな側面を持っています。いろいろな切り口があるということです。例えば今しきりに言われている「官から民へ」、これも一つの構造改革の側面を表しています。それから、「大きな政府から小さな政府へ」、これも新聞その他でよく目にすることだと思います。さらに「国から地方へ」、三位一体改革と言っていますが、税金の国から地方への移管とか、権限の移管とか、これからは地方の時代だという言い方もされます。つまり「国から地方へ」です。

それから司法に非常に関係のある言い方としては「統治の客体から統治の主体へ」、国民の立場の変化という視点から言いますとそういうことになります。これも後ほど申し上げます。

もう一つは、直接、司法にかかわるのは「事前規制型社会から事後制裁・救済型社会へ」ということも、切り口の一つです。「事前規制型社会」という耳慣れない言葉だと思いますが、何かといいますと、これは今まで

転換の時代—21世紀の日本が目指す社会（松尾）

の日本の「国のかたち」そのものだったのです。江戸末期に黒船が来ました。日本は非常にびっくりしたのです。わけがわからずに長州はイギリスの艦隊に歯向かったために、あっという間に占領された。その実力と質の違いを見て当時の日本のリーダーはみんなびっくりしたんです。それが明治維新の原動力になっていくわけです。20代の人を中心にして明治政府が築されました。

隣の清国は虫食い状態になっていました。列強が事実上の分割をして中国が侵略されているという状態です。あの眠れる獅子と言われた中国が侵略された。日本はひとたまりもないのではないかと。明治の人たちは何を考えたか。国是としての四文字です。「富国強兵」。国を富ませて軍事的に強い国にする。これが唯一植民地化を免れる道だという固い決意が明治政府の中心にありました。

何をやるかといいますと、急速な近代化です。例として製鉄を見ると、日本はまず最初、国が鉄工業を興したのです。官営八幡製鉄所、国の富を注ぎ込んで製鉄所をつくる。ある程度軌道に乗ったら、それを民間に払い下げるわけです。これが日本製鉄です。払い下げを受けて、民間は自由にやっていいかという、そういうことはないのです。高炉を一つつくるにも多くの許認可でがんじがらめにして、実質は官と民の二人三脚です。金融、造船もそうです。護送船団という言い方も官民の同じような関係をあらわしています。

金融も同じでした。今までの金融は例えば定期預金はこれだけの金利だということで非常に自由の幅が狭い金利を国が決める。金融会社はその中でしか動けないわけです。護送船団、二人三脚の最たるものです。事前規制型社会というのは舞台にたとえると、舞台上上がる人は最初から国が決めるのです。あなたとあなたは舞台上上がっていいですよという状態です。許認可で縛って最初からおかしなことをしそうな人は上げないのです。箸の上げ下ろしまで指図するとまで云われました。そういう社会が事前規制型社会です。

日本は第二次世界大戦に負けました。憲法は変わりました。天皇が統治する国、国民は臣民で統治権者は天皇という明治憲法か国民が統治の主体となる新憲法になりました。しかし、先ほど言った事前規制型社会も変わったかという点、そうはいかなかったのです。戦争に負けました。国土は荒廃しました。日本は奮起しなければいけないというので、それまで以上に国の規制、事前規制がむしろ強まった。そういう中で造船疑獄事件が起きています。造船も割り当てですから、そのためにお金を役人に渡して割り当て量を増やしてもらおうとしたのです。このような汚職事件もいっぱい起きました。つまり官が強力な権限を握ったままだったのです。いつまで続いたかといいますと、最近まで続いたということです。

21世紀になって、あるいは21世紀になる直前にそういった事前規制型社会はもう日本では適しなくなりました。人間でいえばオーバーをいっぱい着て、防寒の体制で国が守ってくれていたのですが、中身が大きくなってしまってオーバーがきつなくなりました。世界に伍して日本の企業が羽ばたくためには国の規制がむしろ桎梏になる、手かせ足かせになるという認識が非常に強まってきて、こうした状態を脱却しようとする動きが表に出てくるようになったのです。その最たるものが金融ビッグバンだったのです。多くの許認可が撤廃され金融の世界の自由度が抜本的に拡大されました。銀行が企業を育てる、融資するということから、企業が株式市場、証券市場、債権市場で直接資金を調達するという間接金融から直接金融へと日本は大きく舵を切りました。

たまたまバブルが崩壊して、日本の金融機関が非常に痛手を被った時期と重なりましたから、日本は長い不況の時代に入りました。その中で金融ビッグバン、つまりそれをてこにして世界に伍していく、世界の金融市場の中に入れてもらう、そういうような荒治療が、そこから始まりました。いろいろな意味で前面に立って、各分野をリードしていた国は背景に退いていく時代になったのです。

ガバメントからガバナンスへという言葉があります。ガバメントという

転換の時代—21世紀の日本が目指す社会（松尾）

と国が全面的に指導し監督するというイメージですが、ガバナンスは民間がやっていることの調整をしますというぐらいの役割に国は転換したということです。そういうように大きく舵が切られています。あらゆる分野で今その動きが強まっています。これが構造改革の本質です。

先ほど言ったように「官から民へ」、「国から地方へ」などもこの国の転換をいろいろな側面から見ているわけです。いま初めて日本は国という外套を脱いで、実質的にG7の仲間入りをする。21世紀はまさにそういう時代になったということです。そういった時代の中で先ほど言ったようないろいろな事件についての国の姿勢の変化というものが出てきているということです。

〈事後制裁・救済型社会の特徴〉

事後制裁・救済型社会というのは、舞台上に上がりたい人はみんな上がる、しかし、違反したら制裁は厳しいですよ、損害を被った人はその後救済されますという社会に切り替わるということです。それが事前規制型社会から事後制裁・救済型社会への転換ということです。このように見ていただくと、先ほどいろいろ申し上げた事件の意味がわかってくるかと思いません。

これまでは違反しそうな人は舞台上に立てなかったのですが、事後制裁・救済型社会では舞台上に上がって自由に振舞えることになりませんが、自由が広がることに比例して違反した場合の制裁も重くなっています。ことに、国民の健康とか安全にかかわる法令についての違反は格段に厳しい制裁の対象になります。欠陥車の問題がそうです。食品の問題がそうです。パロマを含めた家電の問題もそうです。エレベータのシンドラマーが問題になりましたが、これもそうです。そういったかたちで国民の安全・健康を国は優先的に厳しく監視し、取り締まり、厳しい制裁を課しています。

それから、談合はなぜこれだけ連続して、大中小問わず、また国、中央、地方を問わず摘発されているか。EU・アメリカはすでに実刑が当たり前の

世界です。日本もそういう世界に入ってきます。なぜかという、談合はこれからあるべき国のかたちの対極にあるからです。

事後制裁・救済型社会の基本的ルールは何か。これは三つあります。一つは、まず透明公正なルールの存在が前提です。二つ目は自己責任の原則です。三つ目は自由な市場における取引です。ところが、談合は透明公正なルールを無視している。自由な取引でもない。自主的な自己責任を否定する。そういったことを考えると今の新しい国のかたちを真っ向から否定するものになります。ですから、談合は連続して摘発され、制裁も格段に厳しくなっているのです。これは国の「かたち」の転換が根本にあるからです。なぜそれほど厳しく摘発するかという、談合の横行をこのまま放置すると新しい国の「かたち」を根本から崩しかねないからです。闇から闇へという、しかも巨額な金が動く世界を残しておいては、この事後制裁・救済型社会は成立しない。

金融の世界もそうです。ルールに基づく自由な取引を前提とする金融市場で有価証券報告書という企業の活動を社会が知る有力な手がかりに嘘を載せる。これは詐欺と同じだという形で制裁が加わっていく。今後はますます金融市場における虚偽報告に対しては実刑が増えていくと思います。

これまで申し上げてきた様々な変化の根底には、今申し上げたような構造改革と国の役割の転換があります。それがこの構造改革です。

では、なぜ今なのかというのが次の問題です。「日本の発展-新しい時代へ」という表現がその端的な答になります。一番の根本は経済社会の発展です。おそらくトヨタ自動車はこの年度末で世界一になると思います。そのほか有力なメーカーがその収益の過半以上を日本国外から得ている。世界に冠たる会社が増えてきています。グローバル化といいます。つまり日本の経済が国の庇護、外套がむしろ邪魔になるぐらいに大きく巨大になってきているというのが根底です。ですから外套を脱がせてくれ、自由にやらせてくれという主張です。

その次は「民主主義の深化」です。これは官から民へと、つまり今まで

転換の時代—21世紀の日本が目指す社会（松尾）

はお役人のやることに従う時代でしたけれども、これからは民間が主導するのだというものの考え方です。主役は国ではなくて国民だという考え方です。それが官から民への実質的な内容になります。

〈「時代の転換」を理解するための視点〉

これから、時代の転換を理解するために必要ないくつかの視点、論点を申しあげようと思います。

「物」から「人」へ。重要な論点です。例えば保険会社を見てもおわかりだと思いますが、これまで1億円の資本の会社と10億円の資本の会社だと、おのずと収益の差は10倍です。1億円の会社でもつぶれないように官が保護し、みんな仲良くやっているというのが今までの事前規制型社会です。つまり資本、物の量で収益の大小が決まる社会です。もっと前にさかのぼれば品質よりもとにかく売れば売れる時代には、機械をいっぱい持っている、つまり、資本の量が大きいところがよりもうかるという社会です。これが物中心の社会、金中心の社会です。

これからはどうなるかという、日本が新しい世界・社会の中でさらに発展していくためには付加価値をどう高めるかが重要になってきます。単に車をつくれればいいという時代は終わりつつあります。世界の人々が要求する、環境基準にも合う、付加価値の高い車が競争に勝ち残っていくことになります。そういう社会に変わってきています。

では、その付加価値はどうしたら高められるのか。その根源は「人」です。人が付加価値をつけていく。つまりいろいろなノウハウとか新しい製品というものをつくることによって、同じ10億の資本であれば付加価値はいっばいつけたほうが伸びていく。人を大事にせざるを得ない社会になっていくということです。頭数をそろえるためにいかに人を集めるかという時代から、いかに優秀な人を集め、その質、意欲を高めるかというように切り替わってくる。それが「物」から「人」へという変化であり、これは自然な方向と云えます。

世界の変化も重要な視点です。大きな変化は「世界単一市場へ」です。これは冷戦構造が崩壊して、旧共産圏諸国が世界の単一市場の中に組み込まれました。いまや世界の経済でフロンティアはなくなったのです。一つの市場の中で世界は動きつつあります。地球が一つになったという感覚です。おそらく巨大資本あるいはG7, G8の国というのはそういう感覚で動き出している。

それから、「軍事から治安へ」ということも大変大事な視点です。アメリカの9・11で、貿易センタービルが2棟崩壊しました。何千人も亡くなった。ブッシュ大統領は「これは戦争だ」と言ったのです。「アルカイダに対する戦争だ。」皆さん、法律を勉強しているからおわかりだと思いますが、では戦争とは何だという大変な混乱が世界中に起きました。多くの憲法学者は戦争とは見なかったと思います。その後の、イラクの事態は戦争とみる人も多いと思います。つまり軍事と治安の境界がはっきりしなくなってきたのです。これは日本の憲法9条に影響する状況です。軍事力の行使とは何か。国権の行使たる戦争とは何か。国と国との大規模な戦争、第二次世界大戦のような戦争は大国間では物理的にできなくなっている。冷戦構造も崩壊しました。その中で戦争とは何だろうかというのをぜひ皆さんにも考えてもらいたい。つまり憲法9条をどういうふうに見たらいいのか。給油艦を出すことが当面の具体的な焦点ですが、9条の問題はどうか。今申し上げたような「軍事から治安へ」、世界の大きな流れの中で9条を考えていくという状況です。大変大事な問題です。

それから「実力」から「法治」へという視点も司法に係る者にとっては大事なことです。イラクでは、世界の超大国アメリカをもってしても、うまくいっていないことをみると軍事力だけですべて解決される時代は過去のものになりつつあると思われれます。ソ連が崩壊し、1990年に冷戦構造に崩壊しました。その後、アメリカの一極支配がずっと続きました。世界がひれ伏したような状態です。ところが今はそれが多極化している。EUが大きくまとまり、中国が台頭しつつあります。日米同盟は健在ですが、ア

転換の時代—21世紀の日本が目指す社会（松尾）

メリカー極支配がぐらつきだしている。それを典型的に示したのがイラクです。アメリカのあの巨大な軍事力を背景として、いろいろ同盟国も応援していますが、イラクをきちっと抑えられないわけです。むしろ破たんするのではないかと。撤兵を始める国も出ています。つまり実力(軍事力)だけでは単一世界市場は統括できないというのが目に見えてきているわけです。

では、この次に来る世界を支配する力は何か。これまでのような軍事ではないことは明らかになりつつあります。そこで今言われているのが「法治」あるいは「正義」です。これが世界のルールになりつつあるという考え方です。これは一つの見方ですが、軍事力の限界も見えてきており、私はそのように21世紀に入ってから大転換をしつつあると考えています。

それから、「収奪」から「分配」へとという視点についても述べておくことにします。これも顕著な動向です。皆さんご存じのとおり BRICs という、中国、インド、ブラジルなど発展途上国の中で抜け出してきた国がある。今までは安い労働力をてこに世界に輸出をしていた。労働力から見たらこれは収奪です。10分の1、20分の1の労働力を利用して世界はもうけてきている。しかし、今、世界はそういった国を中心に公平に分配しろという、つまりここに言う収奪から分配へと大きく変わってきています。それが今の中国の動き、インドの動きです。

世界は四つの国々に分類されます。先進国、発展途上国、アラブ諸国の一部のように資源があるために豊かな国。もう一つは貧困国。こういう世界になっているのですが、それぞれが存在を主張する。人権感覚の普及、環境問題が後押しをしているのですが、そういった意味で単なる収奪から分配へ大きく舵が切れつつあります。このような世界の変化があります。その中で日本の構造改革を考えていくということです。

〈「時代の転換」と司法制度改革〉

次に、司法制度改革について申し上げます。

司法制度改革ですが、司法の役割の抜本的拡大がその最大の特徴です。

例えるならば、「舞台の袖から舞台中央へ」司法が立つということです。今までは、事前規制型社会ですから、行政、国がすべて仕切っていますので、司法の世界に物事が下りてこないのです。逆に下りてこなくてもいいような社会だった。しかし、これからは自由にやりなさい、しかし、違反したら厳しい制裁がありますよという社会です。司法は何をするのかということ、社会のセーフティネットの最後を司法が担当するように国の「かたち」が変わったのです。もちろん課徴金とか許認可の取り消しとかいろいろ行政制裁も大きな役割を果たしますが、制裁の最後の担保は刑事、民事の司法の制裁です。2割司法からの脱却、おのずとそういうことになります。大きく司法の役割は変わります。

裁判所、検察庁、弁護士会など司法を担う機関を抜本的に強化、拡充する必要があります。準司法機関、ADRなどの組織を含めて、司法全体を量的、質的に抜本的に拡充する必要があります。

法曹人口の拡大について云いますと、今弁護士さんからそんなに増やす必要はないという声も聞かれています。今のパイを分け合うのであれば、これまでの法曹の人たちでほぼ十分です。舞台の袖から舞台の中央に進出し、制裁・救済を最終的に司法が担保するということになるのと現在の法曹の人達では絶対的に不足することになります。それが法曹人口の拡大です。

それから「『事後制裁・救済』を担保する制度・機関の強化」について言及しますと、行政で言えば公正取引委員会、証券取引等監視委員会、こういった機関が何倍かにならないとその社会を支えていけない。こういった機関が急速に拡大しないと今言った事後制裁・救済型社会というのは機能しないのです。法律を学んだ人達が、これらの機関にどんどん入っていくことも必要です。

次に司法制度改革の2番目は国民参加です。これも基本的には「官から民へ」という流れです。第二次世界大戦が終わって、三権のうち立法と行政は国民参加がかなり大幅に入りました。普通選挙権とかいろいろなかたちで入りました。ところが司法は明治憲法下と同様専門家に任されていた

転換の時代—21世紀の日本が目指す社会（松尾）

のです。G7のほかの国はすでに100年、200年、300年前から司法にも国民が参加しています。そういう中でプロの裁判官に任されていた日本で初めて国民が参加するとしたのが裁判員制度です。なぜ今裁判員制度が始まるのかとよく聞かれるのですが、そういう時代認識、時代の転換、歴史認識の中で必然的に出てきた制度が裁判員制度です。

司法へのアクセスの拡充。法テラスという言葉を知っていますか？ 司法的救済を受けられますよと言ってもどこへ行ったらいいのかわからない。そのコントロールタワーになる機関がこの法テラスという日本総合法律支援センターです。各県に本部が置かれて、いろいろなところに出店がある。そういう制度が、それもこの流れの中で当然に出てきています。国民が司法を利用しやすいような制度として組み立てられています。ぜひ一度行ってみてください。いろいろなことの相談にのりますし、どんなふうに動いているか、見学は歓迎されると思います。

それから、情報公開についても言及しておきますが、この拡充は大変大事な視点です。官から民へ。これからは国に替わり民間が主体になり、自由にやっていいのであればその前提として、国が持っている情報は原則として全部国民に渡し公開しなさいというのが情報公開法の根本思想ですから、まさに時代の流れの中の大変重要な法律として成立したのです。「今まで役人が独占した情報を国民に渡せ」「民に渡せ」これが情報公開法の基本的なものの考え方です。治安の問題とか国防の問題で非公開の部分が認められますが、原則公開です。ただ、これが必ずしもうまく動いていない。つまり国民のほうに自分達が主体という意識がなかなかまだはっきりしていないからだと思います。

私は最近年金問題に係りましたが、国民の反応が非常に鈍いと思いました。自分たちがお金を預けて、それを国がしっかり運用して必要なときになったら戻してもらおう。そういう意識が国民のほうに非常に希薄です。国はちゃんとやっているのだろう。国民は監視も監督もしないというのが今の問題が発生した根本的なところにあります。国の側にも国民のお金を

預かってしっかり管理し、払うときになったらしっかり戻していくという意識がない。国のほうに国民の一人ひとりの財産を預かっているという感覚が弱い。今まで国主導ですべてやってきましたから、役人は国を国民よりは高いところに置いてしまう。一方国民は国は間違いはしない、国民は従えばいいという考え方が非常に強固に残っている。私はそれがこの不祥事を生んだ原因と見ています。

〈法律を学ぶ諸君に〉

最後に「法律を学ぶ諸君に期待されるもの」について申し上げます。いろいろ申し上げた中で法律を学ぶ皆さんにぜひ意識してもらいたいものが一つが、「透明・公正なルール」です。これの整備がおくれ、不備があったため、多くの被害者が出たケースが耐震偽装事件です。透明・公正なルールの整備を担っていくのが法律を学んだ皆さんの大きな役割です。

株主代表訴訟など、紛争を司法のルートに乗せる制度がいろいろでき上がっています。しかし、まだ十分に動いていない。それを動かすのはやはり法律実務家を中心とした司法の社会です。「こういう形の解決方法がある。例えばADRを利用した場合、ただちに裁判所に持ち込む前にADRの組織はこういうものがあります。そこに持ち込むための要件はこういうことで、手続きはこういうことです。」司法の側からも国民にこのような説明が多くなされる必要があります。国民は何も知りません。それをアシストするのは法律を勉強した皆さんですから、単に法律を勉強するだけではなくて、それを実際に社会で動かしていく制度はどんなものがあるのか。そういうことの基本的な知識は持っていないと法律を勉強した意味がなくなっていく。社会に出たときに何も使えないという話になります。

それから、人間社会についての洞察力です。これは法律実務家あるいは法律を学んだ者は社会の医者だと言われています。その社会がどういう構造で動いているのか。時代がどう転換しているのかということも十分に理解しないままでは医者は務まらないのです。そういう意味で人間について、

あるいは社会についての深い洞察力というのがやはり必要です。法律以外の本も読んでもらいたい。新聞・テレビ、特に新聞です。毎日社会はどうなっているか、ざっと目を通すぐらいのことをやらないと社会のことを何もわからないままポツと社会に出てもあまり役に立たないと思います。

それから、バランスのとれた憲法感覚といえますか、先ほど9条の問題を申し上げましたが、官から民へ、国が後背に退くのはどういう社会かという、ルールに従って動く社会です。実力ではないんだ。暴力団みたいの実力でもって取り立てるというものではないんだ。まさに正義です。先ほど「法」と書きましたが、法律が正義を体現していると仮定すれば法律が動く社会です。そこではその根本は憲法ですから、憲法をしっかり理解してもらおう。憲法に立ち戻っていくケースが多くなります。転換期の最初は憲法が問題になってきます。それが落ち着いていくと個々の法律、規則までの問題として広がっていくと思いますが、憲法はどうか。

例えば先ほど課徴金の問題と言いました。談合をやりますと課徴金が取られて罰金もかかります。二重処罰だと言われます。憲法39条に二重処罰の禁止と書いてあります。大問題になります。おそらく第二次改正ではここが問題になります。今までは行政としての制裁利益の剥奪で刑事事件との垣根は越えていないということになっていたのですが、EUのような制裁的な課徴金1600億円となると、そんな課徴金はまさに刑事制裁と同じではないかという議論があります。そこでは憲法39条の問題も出てきます。そういった形で憲法をぜひしっかり勉強してもらいたい。

それから最後に日本の国民性、日本の伝統文化の再評価、これは非常に幅広い問題です。一つだけ申し上げておきますと裁判員制度、私は絶対日本では成功すると思っています。なぜかといいますと、アメリカとの比較で考えてみますと日本には四つの大変な長所があります。

一つは人種、民族の差別です。決定的な対立がないのです。黒人か白人かといった理屈を超えた決定的な対立がないのです。

2番目は宗教です。宗教の争いで大規模に殺し合ったということが日本人

はないのです。宗教にどちらかという寛容です。クリスマスに教会に行きます。正月には神社へ行きます。仏壇のところでお祈りをする。宗教的感覚があいまいだと批判されることもあるくらいです。

裁判員制度は9人でやります。6人は民間の人ですが、宗教は関係ない。クリスチャンが3人で仏教徒が3人で全然話にならないかという、日本はそういうことはないんです。

3番目が格差です。アメリカと日本の一部上場会社の社長の給料を比較しますと、アメリカは新入社員の200倍の世界です。日本は平均20倍の生活です。ゼロが一つ違います。日本の格差が広がっていると言いますが、現実にはそうだと思いますが、そういうレベルの話ではないのです。20倍と200倍の世界ですから。

最後の4番目は教育のレベルの高さです。義務教育は九十数パーセントほとんど完全に履行されている。先進国の中でトップです。この点では明治の人が偉かった。あれだけ苦しい財政状況の中で義務教育というのを始め、莫大な国費を投入して、膨大な数の先生を養成し、義務教育を徹底した。その遺産を今引き継いでいます。日本は義務教育のレベルが高い。裁判員制度は義務教育を終えた人という資格の制限がありますが、ほとんどの人が終わっているということです。

今言った四つの要素を考えますと、日本が失敗するわけではないというのが私の見方です。裁判員制度についての広報もいろいろな形で関与しています。再来年のおそらく4月ごろから裁判員制度が始まり、二十歳以上の人には裁判所の呼び出しが始まります。200人に一人ぐらいの割合で、毎年裁判所から裁判員候補になった旨の通知が行きます。また、その中から具体的な事件の裁判員候補の呼び出しがあります。ぜひ嫌がらずに行ってもらいたいと思います。

私のお話はこれで終わります。

【質疑応答】

司会 それでは質疑応答に移ります。

十分な時間がございませんので、事前に配布した、質問用紙を提出して下さったものの内、2つを取り上げたいと思います。1つめは、裁判員制度についてです。さきほど、先生から、日本で行われるうえでの良い点についてお話を伺ったのですが、反対に先生が危惧されている点などございましたらお聞きしたいということです。

松尾 危惧すると言えば、先ほど年金のことを言いましたけれども、日本は明治以来、強力に国家が管理した社会でした。したがって、役人がある意味では大変いばっていた社会です。民間は国の指導に従うというお上意識がやはり強く残っている社会だと思います。これがマイナス材料の筆頭になるだろうと思います。6人の中にお上の代表の裁判官に言われたら反対できないのではないかという感覚がまだ強いのではないかという心配があります。そもそも裁判所に出かけて行って意見を言うというのはおっくうでもあるし、しょうがないから行くかなという、せいぜいそんなことではないかという心配もあります。つまり、そこで、国民が主体なんだ、統治権者なんだという意識が国民の中に本当に根づいていかないいろいろなものが動かないのです。

例えば先ほど情報公開法と言いましたけれども、国民の側が権利として情報を要求するという意識で強くいくかどうかというのがこの法律を生かすポイントです。まだそこまでなくて、おずおずと教えてくれませんかという程度の使い方しかされていない場合が多い。そのお上意識をどういふふう克服するのか。

もう一つは、よく質問があるのは死刑の問題です。つまり死刑判決を下す事件は年間に数件あります。今でもあります。やはり人の命を奪うということについて自分がこれを判断する9人の中の1人になる。トラウマになりかねない、精神的なケアをしてくれるのでしょうか、そういう問題も出てきます。死刑反対だと言われる方もおられる。それを乗り越えて

やっていただく。いろいろな話を聞くと、これは、重い負担になるなという感じがします。

ただ、9人の合議がうまくいくかどうかというのは、私はそれほど心配していません。何をやるかという事実認定と量刑です。量刑はいろいろな基礎的な資料をそれなりに渡してもらって、同じケースでどれぐらい今まで裁判になっているのか。懲役3年なのか、5年の幅に収まっているのかなというところで自分なりの考えが出来ると思います。だから、5年、10年、20年という広い中からポツとつかむ話ではない。それは9人で合議する中でおのずと決まっていこうと思います。これは多数決ですから。

もう一つは事実認定、これは確かに大変だと思います。私は全く殺すつもりはありませんでしたという否認事件は大変難しい。和歌山のカレー事件のように徹底否認して争っている事件は大変難しい。その場合でも専門家しかわからない領域ではないのだということは間違いありませんので、5年10年と裁判員制度が積み重なっていけば国民の評価もそれほど危惧されたものではないだろうと私は思います。そういう点でもそれほど悲観しているわけではないのですが、大変であることは間違いがない。ただ、先ほど言いましたように日本の国民の持っている勤勉さ、あるいは質の高さといえますか、そういったものを前提として考えるならば日本でやれない制度でない。そういった条件を備えていない諸国でもやっている、そう自信を持つべきだろうと思っています。

司会 2つめは、法曹人口についてです。社会の法化の進展とともに、法分野も一層細分化いたします。それに対応して、各分野を専門に扱う法曹のニーズが高まっているのではないのでしょうか？ また、法曹人口を増やせば、専門に扱うことができるのではないのでしょうか？ にも関わらず、私は、日本の法曹人口は十分に増加していないと思います。この点について、松尾先生はどうお考えなのか、という質問です。

松尾 日本が3000人でやって、フランスが増員しなければ数年で国民当たりの法律家の数としては追いつきます。来年、再来年で3000人になり

転換の時代—21世紀の日本が目指す社会（松尾）

ます。それをやると数年後にはフランス並みになっていく。ほかの G7 の国は国民の比率ではもっと高い。アメリカあたりは法律家は相当余っている感じです。

なぜ増えないかというのは、今増やす努力をしているのですが、一つは今司法研修所を出ても弁護士事務所に入れない。それはそうだと思います。先ほど言ったように舞台の袖でやってきましたから、これまでの弁護士業界自体にそんなにキャパシティはないのです。それは今までの法律家の役割を前提にしているからです。私は法律実務家がもっと国、地方の官公庁、企業にも入るべきだし、金融の世界でも活躍するべきだし、世界にも出て行くべきだと思います。今までの弁護士さんがやっている領域をはるかに凌駕する領域が広がるわけですから。こうした新しい世界はむしろ皆さん方が背負っていく世界です。

現に会社法はこのたび抜本的に変わりました。基本は会社を自由につくっていいよという先ほどの大きな流れを踏まえた大改正だったわけです。皆さんは会社法を勉強していると思いますが、つまり今までずっと法律の実務家をやってきた人と皆さんとはほとんど差がないのです。まさに一緒に歩き出したいなところがあります。いろいろな法律がそういうことになります。

それから、私も今いろいろな企業に関与していますが、少しずつロースクールの卒業生を受け入れる企業が出てきています。つまり企業の中で法律家として活躍してもらおう。これが大きな流れになるのは目に見えている。これは、先ほど言った大きな時代の流れが要請しているからです。

皆さんはコンプライアンスとかガバナンスについての意識が社会で急速に高まってきているのは、ご存じのことと思います。

なぜかという自由でやっていいよと言ってもみんなが法を遵守する意識がなく、違反行為が頻発するようでは、社会が崩壊するのです。取り締まり機関は 100 倍ぐらいしたってとても追いつけない。大前提は国民も企業もコンプライアンスです。つまり法遵守というものをさらに徹底してい

く中でこの社会は成り立つ。そういう意味でコンプライアンスはものすごく大事です。ですから、私もいろいろな会社に行ったらそういうことを言っています。形だけつくるのではだめです。意識改革が必要です。でないと、今の新しい社会が崩壊しますということを言っているのです。

ではそういう中で企業がコンプライアンスをだれが担っていくのかと言ったら、やはり法律を勉強した人たちです。そういう素養を持っている人たちを企業が育てていく社会に必ずなるということです。いろいろな分野が専門化してきます。ですから、そういう形で弁護士事務所だけが法律実務家の働く場所ではない。むしろ絶対的な多数がそれ以外で働いているというアメリカ型の法律家の世界というものがおそらく実現していくだろうと思います。それには、さらに多くの法律実務家が必要です。

しかし、まだ社会がそう変わってきていないんです。そういう社会に大転換を遂げているのだけれども、やはりタイムラグがあって、国民の意識も企業の意識も徐々に加速度がついてきていると思いますが、あと10年ぐらいかかるかもしれません。そういう中で皆さん方が本当に実力を持って働き出す、まさにそのときに司法の世界というのは全面的に展開するだろうと私は思いますので、ぜひしっかり勉強しておいてもらいたい。今の司法研修所を出ても行く場所がないというのに何も落胆することはないと思います。

司会 本日は、大変貴重なお話を頂き本当にありがとうございました。
(全員拍手)